官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件（厚生労働二四〇）　一
〔その他告示〕
○資源管理基本方針の一部を変更する告示（農林水産七五六）　一
○特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがに北海道南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件（同七五七）　四
○登録調査機関の調査業務を行う事務所の所在地を変更する件（特許庁一〇）　七
○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件（国土交通六七四）　八
〔国会事項〕
〔人事異動〕
最高裁判所　八
〔叙位・叙勲〕
〔官庁報告〕
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配九三）　八
〔公　告〕
諸事項　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　二九

法規的告示

○厚生労働省告示第二百四十号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第十項の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年六月八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一～二百八十四　（略）	一～二百八十四　（略）
二百八十五　スラタデノツレブ	（新設）
二百八十六～二百八十八　（略）	二百八十五～二百八十七　（略）

その他告示

○農林水産省告示第七百五十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第五項の規定に基づき、資源管理基本方針（令和二年農林水産省告示第千九百八十二号）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第四項の規定に基づき公表する。

令和八年六月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（別紙２―17　ずわいがに太平洋北部系群）	（別紙２―17　ずわいがに太平洋北部系群）
第１・第２　（略）	第１・第２　（略）
第３　資源管理の目標	第３　資源管理の目標
１　目標管理基準値　243トン（最大持続生産量を実現するために必要な親魚量（成熟した雌の資源量をいう。以下この別紙において同じ。））	令和元年（2019年）の資源量（令和２年（2020年）資源評価において436トン）を、法第12条第２項に規定する、維持し、又は回復させるべき目標となる値とする（自然死亡率の今後の動向について予測することが困難であり、同条第１項の規定に基づく目標値の提案が困難とされていることから、同条第１項と異なる目標を定めるものとする。）。ただし、資源評価の精度の向上により、より適切な目標を定めることができる場合には、これを見直すこととする。
２　限界管理基準値　105トン（最大持続生産量の60パーセントを実現するために必要な親魚量）	
３　禁漁水準値　15トン（最大持続生産量の60パーセントが得られる親魚量）	
第４～第９　（略）	第４～第９　（略）